

基本施策 3-2 文化・芸術活動の推進

地域の文化財を地域で守り、魅力ある地域づくりを推進するためには、市民と協働で文化財を保護し、市民生活の中のあらゆる場面で文化財を積極的に活用していくことが求められています。

また「博物館施設」は、市民館・図書館等との連携を推進するとともに、市民や子どもたちの学習、文化の発展に寄与する地域博物館としての機能を充実させ、博物館施設が持つ専門的な知識の活用と、集客力の向上を図ることが求められています。

基本施策 3-2 では、多様な文化・芸術資源を活かし、心豊かで潤いのある市民生活と魅力ある地域社会を創造することを目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 市民文化・芸術活動の支援

市民文化の創出と市民主体の活動を推進するため、文化施設のネットワーク化の推進、文化活動情報提供システムの構築、各種文化・芸術活動のコーディネーター育成講座の開設、市民文化・芸術コンテストの開催などに取組みます。

具体的な事業

文化施設のネットワーク化の推進

他局と調整中

文化活動情報提供システムの構築

他局と調整中

各種文化・芸術活動のコーディネーター育成講座の開設

他局と調整中

市民文化・芸術コンテストの開催

他局と調整中

(2) 文化財の保護・活用

市内に存在する文化財を良好な状態で保存・継承していくとともに、公開や PR を推進し、より多くの市民に文化財に対する理解を促していきます。さらに、地域の資源である文化財の、市民による保護・活用を推進していきます。

具体的な事業

文化財の調査・保存

市内の文化財等を調査・研究するとともに、地域における文化財を保存・継承していくボランティアの育成と支援を推進します。

橘樹郡衙推定地の保存・整備

奈良時代の役所の跡である橘樹郡衙の跡地について、市民との協働により環境整備・

保存管理を進めます。

地域の文化財を活用した学習機会の提供（再掲 1-2-(2)- ）

文化財等の歴史的背景やそのものが持つ意義などを学習し、郷土に関する理解を深めるため、文化財に関する講座やイベントを開催するとともに、小中学校における学習教材としての活用を推進します。

文化財を活用した地域振興

市民の、郷土への愛着を深めるため、インターネットの活用等により、文化財や川崎の自然について市民の理解を広めます。さらに、文化財を地域の観光資源として活用していくため、広報の推進や解説板の設置、案内ボランティアの育成などを図ります。

（3）魅力ある博物館づくり

多様化する市民の学習ニーズに応えるため、市民参加による博物館活動を積極的に推進するとともに、地域の重要な生涯学習の拠点として、市民館や図書館等と連携を図りながら効率的・効果的な施設管理・運営を図っていきます。

具体的な事業

博物館施設の管理・運営

市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館、大山街道ふるさと館において、それぞれの専門性を活かした資料収集、保存、調査・研究を推進します。さらに、市民館や図書館等との連携による事業展開を図るとともに、集客力の向上に向けた魅力づくりと、効率的な管理運営を推進します。

市民参加による博物館活動の推進

講座やイベントの企画・運営への市民参加を促進し、市民や子どもたちの学習、文化の発展に寄与する地域博物館として、機能の充実を図ります。

基本施策 3-3 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進

少子高齢化の進展や運動機会の減少により、市民の健康・体力づくりへの関心が高まっています。また、日常のスポーツ活動の楽しみ、プロスポーツ等の観戦、スポーツボランティア活動など、「する」「みる」「支える」といったかたちで、多様なスポーツへの参画機会を充実させることが望まれています。

さらに、スポーツ施設の整備・充実に加え、スポーツ指導者の育成・活用、各種スポーツ教室や各種競技大会の開催を進めます。

基本施策 3-3 では、行政主導型のスポーツ振興から、市民が創る・地域が担うスポーツ振興への転換を図るとともに、競技面でのスポーツ振興に加え、市民一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、興味に応じ、生涯を通じてスポーツを楽しむためのスポーツ・レクリエーションの環境づくりを目的とした施策を展開します。

< 展開する施策 >

(1) 生涯スポーツの推進

市民が生涯にわたって様々な形でスポーツに親しむことができる環境を整備するため、「総合型地域スポーツクラブ」などの育成、支援を進めます。また、子どもから高齢者まで地域の人々が交流できる多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進や、スポーツセンターにおけるスポーツ教室等のスポーツプログラムの提供、健康・体力保持増進のための事業を推進します。

具体的な事業

総合型地域スポーツクラブの育成 重点施策 5-

地域スポーツを通して、世代間交流や青少年の健全育成、高齢者の社会参加などの場となる、総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民の主体的な運営を支援します。

多世代参加型スポーツ・レクリエーション活動の推進

子どもから高齢者まで、様々な年代の市民が交流し、地域の人々のコミュニケーションを活発化させるとともに、それぞれの年代にあわせたスポーツが楽しめるイベントの開催などを推進します。

スポーツ教室など健康・体力保持増進のための事業の推進

各区のスポーツ振興の拠点であるスポーツセンターにおいて、スポーツ教室等を行うとともに、市民自らの健康と体力の保持・増進のため、地域の人々や団体と協力して、健康に関する各種教室やイベントを開催します。

(2) 競技力の向上

子どもから大人まで、スポーツ競技者が各々目標を持ち、互いに切磋琢磨して、自らの競技力や川崎の競技レベルを向上させていくことをめざし、各種競技大会の開催を支援します。また、トップチーム・トップアスリート、スポーツ団体や協会と連携し、指導者や選

手の育成を図ります。

具体的な事業

各種競技大会の開催・支援

競技スポーツの成果を発表する場としての市民各種競技大会の開催や支援を行います。

指導者の養成

市民のスポーツ活動を指導・コーディネートする指導者及び地域の競技スポーツを牽引する指導者を育成・確保するため、指導者養成講座などを開催します。

スポーツ団体・協会等との連携

川崎から世界に通用するトップアスリートを輩出するために、トップチーム、各競技団体や協会などが連携して、選手を育成・支援する環境を整えます。

一貫した指導体制の整備

競技力向上のための一貫した指導プログラムの策定や、専任指導者の養成・確保を促進します。

(3) スポーツ環境の充実

すべての市民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、活動できるように、スポーツ施設の整備を進めるとともに、ボランティアの育成と活動の支援を行います。

具体的な事業

スポーツ施設の管理・運営

施設の効率的・効果的な管理・運営体制の整備を図るとともに、市民の健康と体力の増進に向けた多様なプログラムの提供と支援を行います。

社会教育施設の整備（再掲 3-1-(1)- ） 重点施策 5-

市民館、図書館、青少年施設、博物館施設、スポーツ施設など、各社会教育施設を、あらゆる市民が利用できるよう、よりよい環境整備に努めるとともに、有馬・野川市民館・図書館分館の整備や、多摩スポーツセンターの整備などを計画的に進め、市民の学びと活動の場を保障していきます。

スポーツボランティアの育成・活動の場の提供

スポーツ活動の活性化をめざして、市民によるスポーツボランティアを育成・支援するとともに、スポーツボランティアが活躍できる場づくりを進めます。

スポーツ情報提供の充実

地域のスポーツ・レクリエーション活動の活性化のために、施設の利用情報、スポーツイベント情報、地域のスポーツ活動情報など、スポーツに関する様々な情報を提供する仕組みづくりを進めます。

基本施策 3-4 文化・スポーツを通じた地域づくり

市内に存在する施設や組織などの資源や環境を有効に活用して、「協働」をキーワードに、地域における生涯学習活動の成果を地域のまちづくりに反映させ、活力ある地域社会の実現や地域の教育力の向上など、幅広い効果をもたらす施策が期待されています。

基本施策 3-4 では、市民の学習成果の公益的活用を図り、生涯学習の上に成り立つ地域社会の創造を目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 音楽によるまちづくりの推進

「音楽のまち・かわさき」を実現するため、各種イベントの開催支援、音楽に関する情報発信支援、ミュゼ川崎シンフォニーホールを活用した各種コンサートの誘致、ストリートミュージシャンの演奏場所の確保などを通じて、市民の様々な音楽学習活動の成果をまちづくりに活かしていきます。

具体的な事業

各種イベントの開催支援

他局と調整中

音楽に関する情報発信支援

他局と調整中

ストリートミュージシャンの演奏場所の確保

他局と調整中

ミュゼ川崎シンフォニーホールを活用した各種コンサートの誘致

他局と調整中

(2) ホームタウンスポーツによる魅力あるまちづくり

川崎フロンターレや富士通レッドウェーブなど、本市のトップチームやトップアスリートと市民の交流を推進して、まちへの誇りと愛着を育むとともに、プロスポーツや競技スポーツの一層の振興を図ります。また、トップチーム等の活躍を通して、川崎の魅力づくりを進めます。

具体的な事業

トップチーム・トップアスリートと市民との交流、活動支援

各種競技のトップチーム・トップアスリートによる小中学校での体力づくり、地域でのスポーツ教室、ホームゲームへの招待など、市民とのふれあいを推進し、トップチームを身近に感じてもらうとともに、スポーツ活動のきっかけづくりを進めます。

市民によるホームタウンスポーツの推進

市民とトップチームなどが一体となってスポーツによる地域づくりを進めるため、ホ

ホームタウンスポーツを市民が中心となって応援し、支える体制づくりを進めます。

Ｊリーグクラブ支援など「みるスポーツ」の環境づくり

Ｊリーグクラブの活動をはじめ、かわさきのホームタウンスポーツを支援し、「みるスポーツ」の環境を整備します。

大規模スポーツイベント等の開催・誘致

大規模スポーツイベント等の開催を継続的に行うことにより、市民がトップレベルのスポーツにふれて、感動を味わい、観戦や参加の楽しみを通してスポーツへの意欲を向上させることを推進します。また、大規模スポーツイベント等の開催を通して川崎の魅力を市内外へ発信します。

基本施策 3-5 共に支え生きる社会の創造

私たちは社会において多くの人々とのつながりの中で相互理解しながら生きており、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方など様々な違いを認め合った上で、多様な価値観を受け入れ、お互いの人権を尊重し、「共生」する社会をつくっていく努力が必要です。

また、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない社会の実現をめざすためには、すべての市民が、あらゆる機会、あらゆる場を通して、さまざまな人権問題に目を向けた人権学習に取り組む必要があります。

基本施策 3-5 では、すべての人々が権利の主体として人権が尊重され、学ぶ意欲と喜びを分かち合い、市民が互いに助け合いながら生きる社会の創造を目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 人権共生教育の推進

市民に広く人権意識の啓発を図り、行政からの一方的な押し付けではなく、事業者や関係団体、地域市民組織及び、行政関係部局が一体となった市民参加型の人権尊重教育の普及啓発に取り組めます。

具体的な事業

人権フォーラムの開催

他局と調整中

人権研修の充実

教職員や社会教育指導者を対象に様々な人権問題に関する研修・啓発に取り組めます。

平和・人権学習の推進

平和・人権について学習する機会を市民とともに進め、ともに生きる地域社会の創造を目指します。

男女平等推進学習の推進

男女があらゆる場において個人として自立し、多様な個性を生かして協力し、責任を分かち合える男女共同参画社会の創造を目指し、市民とともに進めます。

同和・人権啓発

職場や家庭など身近なところで人権・同和問題について理解を深めるよう、広報やインターネットでの情報提供などを積極的に行い、市民の主体的参加を促します。

(2) 子どもの権利教育の推進

「子どもの権利条例」に基づき、子どもを一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていくために、地域・学校・家庭の連携により子どもの権利保障の推進を図ります。

具体的な事業

子どもの権利学習学校派遣事業の充実

学校が子どもの権利を学習する際、その申請により専門の講師を派遣する事業で、子ども自身が暴力や権利侵害から自分を守る方法や自己や他者の尊重を学び合うことを推進します。

子ども会議を通じた子どもの意見集約

子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの意見を集約するために子ども会議を開催します。また、出された意見は施策に反映していきます。

子どもの権利学習資料、相談カードの作成の充実

学校において、子どもの権利学習を推進するために、子どもの権利学習資料の充実を図ります。また子どもが自分を守るために安心して相談できる機関の情報提供を充実させます。

(3) 多文化共生教育の推進

多文化共生の社会をめざし、外国人のための識字学級や、民間国際交流・協力活動の支援などを進めることにより、異なる文化等持つ人々との共生をめざします。

具体的な事業

外国人市民のための識字（日本語）学級

外国人市民が地域で暮しやすいように生活に必要な日本語を学ぶ場を設け、市民との交流の機会を提供します。また、そのボランティア養成を実施します。

異文化体験講座・イベントの開催

国際化関連のシンポジウムや国際理解のための講座等の継続的な実施・支援に加え、21世紀の国際社会の担い手となる小・中学生たち若い世代に対し、積極的な国際理解の場の提供に努めます。

(4) 地域共生教育の推進

人は地域社会の一員であるという考えに立ち、互助・共助の意識をもちながら、地域とともに支え合う社会を実現するために地域共生教育を推進します。

具体的な事業

ボランティア活動の支援

市民が地域との関係性もち、より豊かな生活を送るために、ボランティアとして地域活動等への参加を促進・支援します。また、ボランティア入門講座などをとおして市民がボランティアを始めるきっかけづくりに努めます。

地域イベントの開催支援

市民が地域との関わりをもつ機会を促進するため、地域イベントの開催を支援し、市民の交流と地域との共生意識の向上を図ります。

障害者社会参加活動の支援

障害のある方が地域のなかでともに生きていくための活動を支援し、そのためのボランティア養成を実施します。

地域共生の意識啓発

地域の人々とともに生きることの必要性・重要性を啓発するためのイベント・ポスター作成・ホームページによる啓発を展開します。

基本政策 4 教育行政

本市教育委員会においても、これまでどちらかと言えば、「どの地域、どの学校、誰に対しても同じような」教育を保障する、という従来型の公教育原理に沿って教育行政を進めてきましたが、昨今では社会状況が大きく変化するとともに、教育に対するニーズが、地域レベルや個人レベルで非常に多様化し、これまでの画一的な施策ではそれぞれのニーズに十分応えることが難しくなってきました。

一方で、財政状況の厳しい中、効率的、効果的な政策の推進が急務の課題となっており、教育行政も例外ではありません。

これからの新しい教育行政のあり方として、多様化する市民のニーズに、効果的・効率的にきめ細かく応える体制の構築を進めていきます。

基本施策 4-1 教育支援体制の再編

価値観の多様化により、社会教育・文化・スポーツ活動における市民のニーズが多様化するだけでなく、学校教育においても、それぞれの地域や保護者のニーズが多様化しており、全市一律ではなく、個々のニーズに応じたきめ細かい施策や取り組みが求められています。

また、少子高齢化、情報化、グローバル化などの社会環境の大きな変化にともなって、子どもたちの教育や生涯を通じた学習に関する課題は非常に複雑化、高度化しており、専門的な支援を行うことが求められています。

基本施策 4-1 では、多様化する市民のニーズや高度化する教育課題に対応するために、市民との協働、専門的な支援、行政区単位の支援を実現する教育行政の体制をつくることを目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 市民参加による教育支援体制の充実

教育行政における既存の住民参加の仕組みである地域教育会議と学校教育推進会議について、その活動を活性化し、これまで以上に住民の力を教育行政の推進に活かせるような体制をつくります。

具体的な事業

行政区・中学校区地域教育会議の活性化（再掲 3-1-(2)- ） 重点施策 6-

学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の生涯学習の支援とコーディネート的一端を担う組織として有効に機能するよう活性化を図ります。

（ 地域教育会議からの改革案を待って修正 ）

学校教育推進会議の活動促進（再掲 1-2-(3)- ） 重点施策 2- 、6-

開かれた学校づくりを進めるため、「学校評議員制」と「川崎市子どもの権利に関する条例」第4章「子どもの参加」にある「定期的に話し合う場」の機能を併せ持つ、学校教育推進会議の活動を促進し、さらに多くの子どもや保護者の意見を聞いていきます。

(2) 専門的な教育支援体制の整備

複雑化、高度化する教育課題について、的確な現状の把握・分析を行い、専門的な解決策の検討を行うことのできる教育支援体制をつくります。

具体的な事業

川崎市教育改革推進協議会（仮称）の設置（再掲 1-2-(1)- ） 重点施策 6-
教育関係の学識経験者、教職員、保護者、市民などが、本市における教育改革を推進していくにあたっての具体的な課題について調査・研究する場として、川崎市教育改革推進協議会（仮称）を設置します。

大学や研究機関との連携

市内外の大学や研究機関との連携を深め、高度な教育課題の解決に対する専門的な支援を受けられるようにします。

(3) 行政区単位での支援体制の整備

多様化する市民ニーズへの対応のために、現場により近いところで意思決定できる体制や、市民から見て身近なところで教育に関する総合的な対応を行うことのできる体制をつくります。

具体的な事業

行政区における教育支援体制の整備（再掲 3-1-(2)- ） 重点施策 2- 、6-

各行政区において学校教育と社会教育を総合的に推進する体制を以下の2つの視点から整備することで、市民の主体的な学習・活動と各学校の運営等をよりきめ細かく支援していきます。

社会教育施設・市民利用施設・学校施設のネットワーク化による市民の学習や活動の場の充実

学校教育・社会教育に加え、子育て・福祉など関係施策の連携による、学校運営や市民の主体的な活動への支援施策の総合化

行政区地域教育会議等との連携

上記の行政区における教育支援体制の整備に際しては、行政区地域教育会議等との連携を重視します。

基本施策 4-2 教育行財政の改革

平成 15 年度に教育委員会対象の包括外部監査が実施され、教育委員会の事務事業執行の基本的なところからの見直し、改善が求められました。市全体の行財政改革プランへの対応と併せて、包括外部監査での指摘事項への対応により、教育行財政の改革を推進することが必要となっています。

基本施策 4-2 では、教育委員会の事務事業の根本的な改善を実現することを目的とした施策を展開します。

< 展開する施策 >

(1) 教育委員会の事務事業の改善

平成 16 年度に策定した「事務事業改善プラン」を着実に実行することはもちろんのこと、より効率的、効果的な教育行財政の実現に向けた取り組みを続けます。

具体的な事業

教育委員会事務の改善体制の確立

教育委員会に、事務事業の改善を推進、評価、指導する体制を確立します。

補助委託事業執行の改革

事務事業の中でも、特に補助委託事業の執行については、事前事後のチェック機能の強化や情報公開の推進などによる改革を行います。

外部団体の改善

生涯学習振興事業団等、教育委員会所管の外部団体における事務事業の改善や組織の適正化などを行います。

物品管理の徹底

教育委員会における職員のコスト意識向上のための第一歩として、物品管理を徹底します。

組織の適正化と人件費削減

教育委員会における業務内容の見直しを行った上で、その業務を執行するための組織としての適正化、及び、人件費の削減を行います。